

要求仕様書

タブレット型端末調達及び通信サービス等提供契約に係る仕様書

1 業務名

タブレット型端末調達及び通信サービス等提供契約

2 機器等及び数量

タブレット型端末 3台 ※詳細は「6 (1) タブレット型端末」のとおり

通信サービスの提供 3回線 ※詳細は「6 (2) 通信サービスの提供」のとおり

3 契約方法、納入期限及びサービス提供期間

(1) 契約方法

タブレット型端末等の調達及び通信サービスの利用契約とする。

(2) 納入期限

タブレット型端末：令和7年2月28日

(3) サービス提供期間

通信サービス：通信サービスの利用期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

4 納入場所

大分県総務部電子自治体推進課 システム開発支援班（大分県庁舎 本館2階）

〒870-8501

住所：大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-2079

メールアドレス：a11190@pref.oita.lg.jp

5 業務内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

(1) タブレット型端末の提供：3台

タブレット型端末	機種	iPad Air（第6世代）
	OS	iPadOS18以上であり、かつ納入時における最新バージョンが適用されていること
	本体の色	指定なし（全て同色とすること）
	データ通信方式	Wi-Fi + Cellular モデル
	画面サイズ	13インチの液晶ディスプレイであること
	内蔵メモリ容量	128GB以上
	その他	<ul style="list-style-type: none">➤ 新品であり機種は統一されていること。➤ LTEが利用可能であること。➤ 内部記録媒体が取り外せないこと。あるいは取り外しできないような対策を講じること。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 純正充電器、USB コードなどタブレット端末に標準で同梱されている付属品はすべて納入すること。 ➤ クラウド型文書管理システム「sidebooks」「moreNOTE」（県が別途調達する）が正常に動作すること。
その他付属品	タブレット本体 カバー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ iPad Air（第6世代）の13インチ専用のもので、液晶画面及び背面の保護ができ、スタンド機能を有していること。 ➤ メーカーは指定せず、メーカー純正品でなくても可とする。
	画面保護フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ➤ iPad Air（第6世代）の13インチ専用のもので、液晶画面の保護ができるもの。

(2) 通信サービスの提供：3回線

① セルラー通信方式

- (a) タブレット型端末で利用可能なLTE又は5G通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- (b) 1ヶ月あたり1台に対して5GB以上のデータ通信量を含むこと。
- (c) 日本国内にて自社設備でのサービス提供、基地局整備が完了している通信サービスであること。（対象エリアは以下人口カバーエリアとする。）
- (d) 4Gサービスにて人口カバー率99.9%を提供している通信サービスであること。
- (e) 自社設備による提供サービスを10年以上提供している通信サービスであること。

② インターネット接続

インターネット接続が可能であること。併せてISP契約（インターネット接続サービスに関する契約）を含めること。

③ データ通信量

調達する全ての回線で、シェアして利用するサービス形態である場合、以下の要件を満たすこと。

- (a) 回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができ、シェアしているデータ通信総量を管理者にて確認できること。
- (b) シェアしているデータ通信総量が契約上限を超えた場合でも、速度低下した状態で利用できること。

(3) 初期設定等の実施

本県と協議の上、各タブレット型端末へ以下の初期設定等を実施すること。

① 初期設定作業

- ・別途調達するMDM利用に向けた、大分県のABMと端末の紐づけ等のサポート
- ・その他、本県が指定する機能の設定や画面保護フィルムの適用 など

② 標識・シール貼付作業

リース会社名、賃貸借期間、故障時の連絡先を印字した標識シールを本体に貼付すること。

シールの例

<p style="text-align: center;">リース物件 所有者：○×リース株式会社 賃貸借期間：R7.3.1～R12.2.28 故障時連絡先：△□株式会社 電話 xxx-xxx-xxxx</p>

(4) 賃借期間中における機器の補償及び保守

納入した機器を常時正常に動作するよう保守をおこなうこと。保守条件の詳細については別添「保守条件書」のとおり。

6 受託者の要件

- (1) 大分県庁舎内において、電波状況の調査を実施でき、かつ調査の結果、電波状況が不安定であることが判明した場合、本県の許可を得た上で改善を図れること。
- (2) 災害時、災害復旧にあたる体制が築かれていること。

7 回収及びデータ消去作業

- (1) 回収したタブレットは内蔵記憶装置のデータ読み出しが出来ないように削除を行うこと。作業場所は盗難、不正アクセス等の恐れが無い、受託者の任意の場所でよい。作業前に作業手順計画書（別紙1）を提出すること。
- (2) 削除作業完了後、作業完了報告書（任意様式）を電子自治体推進課へ提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項は、本県と協議の上決定する。
- (2) 履行期間内に台数や通信サービスの変更が生じた場合は、追加又は変更・解約等の必要な手続きを行う。
- (3) 各種問い合わせに対し、状況に応じて直接訪問又は電話等で速やかに対応する。

別紙1

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

作業手順計画書

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

(1)作業手順

(2)データ削除作業責任者及び従事者通知書

契約名	
契約期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
作業責任者	
作業従事者	

(3)データ削除を行う場所

契約名	
契約期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
データ削除場所	